

木曾川文化圏市町合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、木曾川文化圏市町合併協議会規約第8条第3項の規定に基づき、木曾川文化圏市町合併協議会(以下「協議会」とら)の会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 協議会の会議(以下「会議」とら)は原則として公開とする。ただし、協議会の委員(以下「委員」とら)の過半数の同意があるときは、非公開とすることができる。

2 会議の運営は、公平かつ公正に行われなければならない。

(議長等の責務)

第3条 会議の議長(以下「議長」とら)は迅速かつ能率的に会議を運営すること努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の開閉等)

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

(会議の進行)

第5条 会議の議事は、全会一致をもって決することを原則とする。ただし、十分な議論を尽くした上で意見が分かれた場合は、議長の判断により出席委員の3分の2以上の同意をもって決する。

(傍聴)

第6条 会議は傍聴することができる。

2 会議の傍聴について必要な事項は、別に定める。

(会議録の調製)

第7条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

(1)開催した日時及び場所

(2)出席者の氏名

(3)議題及び議事の要旨

(4)その他議長が必要と認めた事項

(会議録署名委員)

第8条 会議録には、会議録署名委員2名が署名を行う

2 前項の会議録署名委員は、会議毎に議長が指名する。

(会議録等の公開)

第9条 会議録及び会議に提出された文書は、原則として公開とする。

(規律)

第10条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる行為をしてはならない。

2 会議場において、資料、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って別に定める。

附 則

この規程は、平成15年4月10日から施行する。